

## 公益財団法人会津若松文化振興財団役員等の報酬等並びに費用に関する規程

財団法人会津若松文化振興財団役員等の報酬等規程の全部を改正する。

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人会津若松文化振興財団（以下「財団」という。）定款第 14 条及び第 28 条の規定に基づき、役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬等および費用の支給の基準として必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、役員等の報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用を含まないものとする。
- (5) 費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等を含まないものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の受ける報酬等の種類は、報酬、期末手当及び退職手当とし、その額は別表のとおりとする。ただし、退職手当は、財団、国又は地方公共団体の職員であった者には支給しない。

### (費 用)

第 4 条 役員等には、その職務遂行のために要する費用を支給することができる。

- 2 常勤役員には通勤費を支給し、その額は財団の職員の例による。
- 3 第 1 項の規定により支給する費用のうち、旅費は財団旅費規程による。
- 4 前項の規定にかかわらず、非常勤役員及び評議員が、理事会若しくは評議員会に出席し、又は監査のために出向いたときは、1日につき 3,000 円を旅費として支給する。

### (支給方法)

第 5 条 常勤役員の報酬等及び費用の支給方法は、財団の職員の例による。

- 2 非常勤役員及び評議員の費用の支給方法は、理事長が別に定める。
- 3 役員等がその職務遂行のために負担する費用のうち、特に必要と認める費用については、前もって支払うことができる。

(就任または退任等による場合の報酬)

第6条 新たに常勤役員が就任したときは、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任したとき、又は非常勤役員となったときは、その日までの分の報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(公 表)

第7条 財団は、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人会津若松文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

別 表 常勤役員報酬等

役 職 名	種 類	報 酬 等 の 額
専務理事	報 酬	月額300,000円までの範囲内で、理事会で定める額
	期末手当	6月 6月1日時点の報酬月額×1
		12月 12月1日時点の報酬月額×1
退職手当	退任時点の報酬月額×勤務月数/12	